



たばこを巡る情勢について

令和 8 年 5 月 14 日
財 務 省 理 財 局

小売関係①【たばこ販売に係る年齢識別について】

- 製造たばこを自動販売機で販売する場合、二十歳未満喫煙禁止法に基づき、「年齢識別装置を装備したたばこ自動販売機」に該当するものとして定価等部会で判定を受けたものに限り、販売が認められる。
- 従来、「タスポカード方式」もあったが、令和8年3月末をもって、利用する通信回線のサービスが終了したことに伴い、運営主体である全国たばこ販売協同組合連合会（全協）が事業を終了した。

「年齢識別装置を装備したたばこ自動販売機」に該当すると判定したたばこ自動販売機・年齢識別装置の機種一覧

開発会社又は運営主体	年齢識別方式	
株式会社松村エンジニアリング	運転免許証方式	
	運転免許証・マイナンバーカード方式	
	パスポート方式	

(注) 上記のほか、顔認証方式（株式会社竹田商事（旧：株式会社フジタカ））の自動販売機についても判定したが、同社の清算に伴い取り下げられ、平成27年12月22日までに設置された自動販売機のみ「年齢識別装置を装備したたばこ自動販売機」に該当するものとして取り扱うこととしている。

たばこ自動販売機の設置状況

たばこ自動販売機普及台数	約57,100台
うち、タスポ機能付自動販売機台数	約50,000台

※ 令和7年12月現在
出典：（一社）日本自動販売システム機械工業会・全協調べ

タスポ方式終了を受けた業界の対応

- 全国たばこ販売協同組合連合会から組合員への周知
 - 新型自動販売機の案内（公庫の融資）
 - 他の年齢識別装置への変更の案内
 - 全国たばこ新聞を通じた、自販機の廃棄の相談受付

小売関係②【令和6年度たばこ小売販売業調査について】

- 小売販売業の実態把握を目的に、調査項目を随時見直しながら継続的に統計調査を実施。調査結果の傾向は、過去のものと比較しても大きな変化はない。新たな調査項目に係る結果の概要は以下の通り。
 - 個人経営又は家族経営の小売店では、①経営者の約6割が60歳以上、②約4割が後継予定者を確保。
 - 前回調査後、加熱式たばこの需要増と並ぶ形で、新たに加熱式たばこを取扱い始める小売店が増加。

< 結果の概要 >

※括弧内は前回調査（令和元年度調査）結果との差分

項目	結果概要
● 店舗の経営者の年齢 後継予定者の有無【新】	80歳以上:14.8% (▲0.5pt) /70歳代:24.6% (▲1.3pt)/60歳代:24.3% (▲1.7pt) 後継予定者「有」:37.0%
● 営業形態（業種）	コンビニエンスストア:37.9% (+11.2pt) / 酒類販売業:11.2% (▲2.7pt)、 百貨店・スーパー:10.4% (+1.1pt) / たばこ専門店:10.2% (▲2.5pt) 等
● たばこの自動販売機の有無	自動販売機「有」:26.7% (▲18.4pt)
● 現在取扱っているたばこの種類【新】 近年、新たに取扱い始めたたばこの種類【新】	現在取扱っているたばこの種類； 紙巻たばこ:99.3% / 加熱式たばこ:72.9% 等 近年、新たに取扱い始めたたばこの種類； 加熱式たばこ:20.6% / 紙巻たばこ:6.0% / ない:73.5% 等
● たばこの年間売上高	1,201万円以上:37.8% (+8.3pt)、 101～200万円:10.7% (▲3.3pt) / 100万円以下:22.9% (▲1.8pt) 等

※ 本調査は、たばこ小売販売業者の店舗経営及び営業形態に関する状況等を把握し、たばこ行政を適切に行っていくための基礎資料を得ることを目的としており、5年周期で実施。今回の調査対象は4,400店で回収率は63.4% (+6.2pt)

価格関係①【加熱式たばこの価格改定】

- 加熱式たばこを取り扱う事業者は、主に大手3社※となっている。
※ JT（日本たばこ産業株式会社）、PM（フィリップモリス）、BAT（ブリティッシュアメリカンタバコ）
- 各社は、令和8年4月の加熱式たばこに係る課税方式の適正化を踏まえて、小売定価の変更（値上げ）を申請している。たばこ税の差分が単純に値上げ幅となっているわけではない。

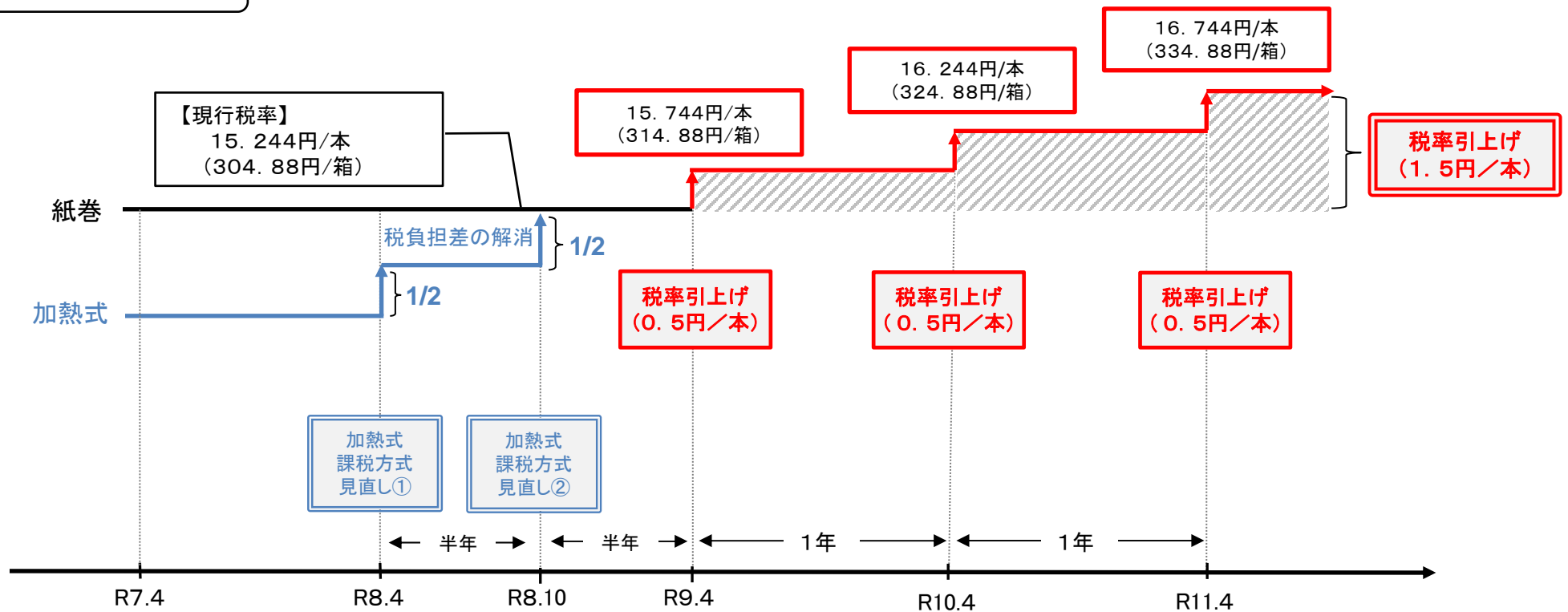
	銘柄（例）	小売定価 （変更後）	たばこ税	値上げ幅	変更年月日
JT	エボ・コールド・メンソール・プルーム用	580円	+25.26円	+30円	R8.4.1
	メビウス・プレミアムゴールド・レギュラー・ウィズ用	620円	+45.92円	+20円	
PM	センティア・アイシー・ブラック	570円	+34.16円	+40円	R8.4.1
	テリア・メンソール	620円	+27.34円	+40円	
BAT	ラッキー・ストライク・ベリー・メンソール・glo hyper用	480円	+33.84円	+30円	R8.6.1
	ケント・トゥルー・メンソール・glo hyper用	520円	+23.78円	+20円	

※たばこ税は、課税重量等をもとに1箱当たりの相当額として事務局で計算

価格関係②【（参考）防衛力強化に係る財源確保のための税制措置（たばこ税）】

- 加熱式たばこについて、紙巻たばこと間の税負担差を解消するため、課税方式の適正化を行う。
- 加熱式たばこの課税方式の適正化については、消費者への影響に鑑み、令和8年4月及び同年10月の2段階で実施する。
- その上で、国のたばこ税の税率を、予見可能性を確保する観点も踏まえて、令和9年4月、令和10年4月及び令和11年4月にそれぞれ0.5円/1本ずつ3段階で引き上げる。

見直しの全体像

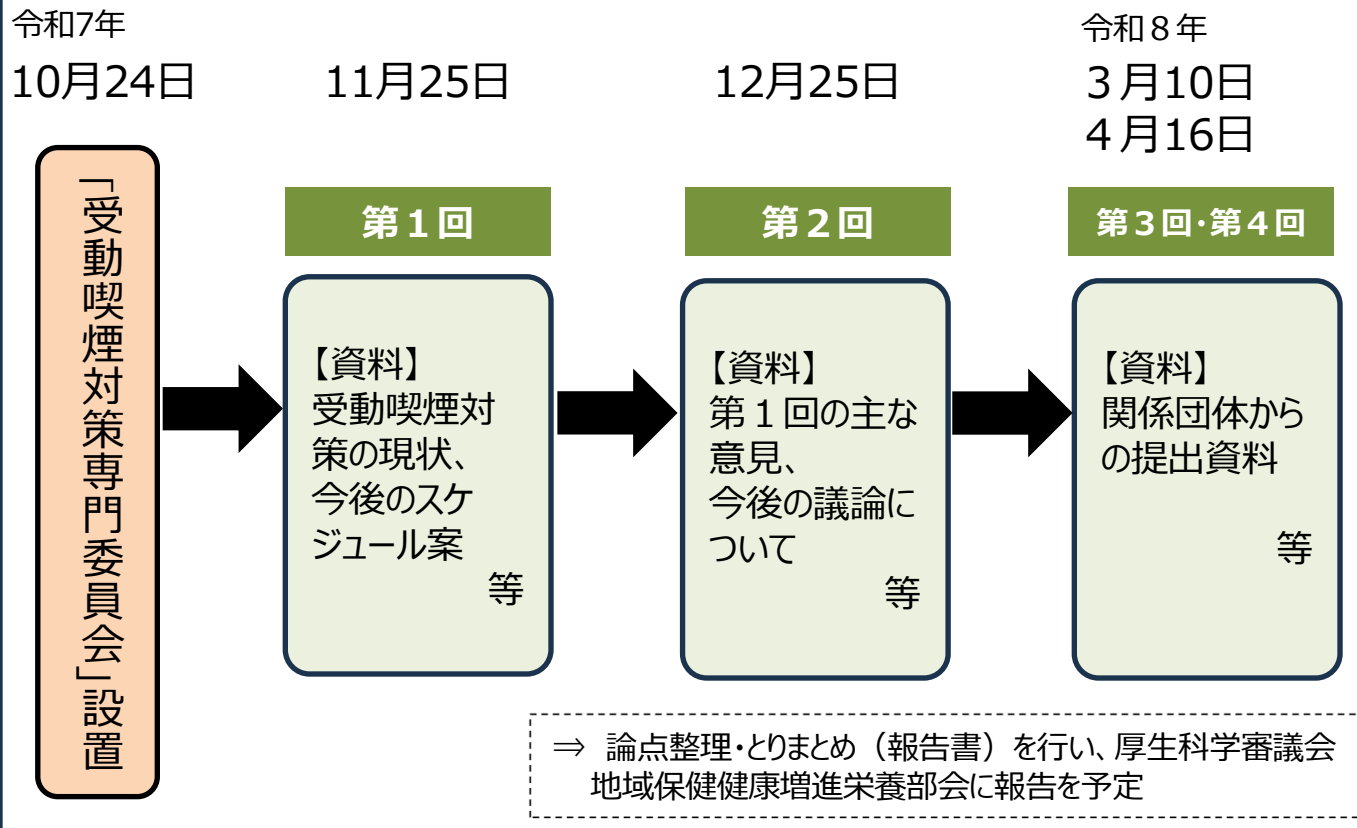


(備考)上記の税率は、国税であるたばこ税及びたばこ特別税、地方税である道府県たばこ税及び市町村たばこ税の合計額であるが、税率引上げは国税のみ。

他省庁法令関係①【受動喫煙対策専門委員会について】

- 令和2年4月に全面施行された改正健康増進法においては、その附則で、「法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え」と規定されている。
- 同法を所管する厚生労働省が、令和7年10月に厚生科学審議会の下に「受動喫煙対策専門委員会」を設置し、施行状況に関する検討を開始。たばこ業界としても、同委員会が実施する関係団体ヒアリングにおいて意見等を述べたところ。

これまでの検討状況



たばこ業界の意見

(第3回委員会の主な発言内容)

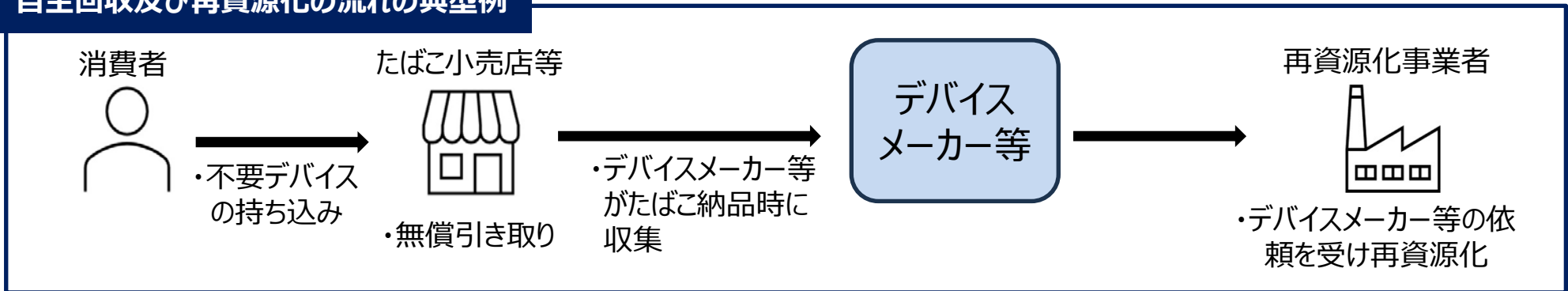
- 【日本たばこ協会】
- 改正健康増進法の遵守に向けた業界のこれまでの取組や、今後の取組方針について説明
 - 同法の目的である「望まない受動喫煙の防止」は、現行規制の徹底により実現可能

- 【全国たばこ販売協同組合連合会及び全国たばこ耕作組合中央会】
- 望まない受動喫煙の防止は標識掲示の徹底で実現可能であり法令改正は不要
 - 同法の目的達成に向けて、行政が主導し掲示率向上に取り組むべき

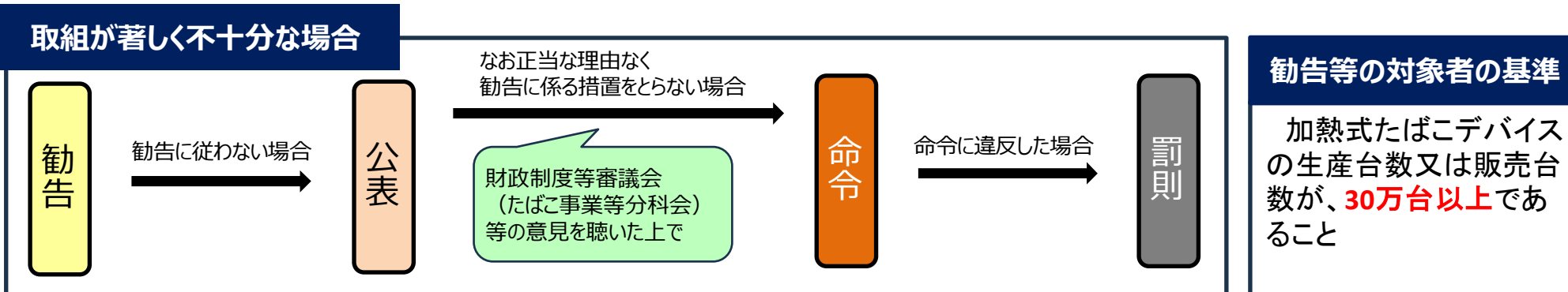
他省庁法令関係②【加熱式たばこデバイスのリサイクル制度について】

- 「資源の有効な利用の促進に関する法律」及び「資源の有効な利用の促進に関する法律施行令」の改正により、令和8年4月から「加熱式たばこデバイス」等※の自主回収及び再資源化が事業者には義務付けられた（自主回収・再資源化に係るフローは下図参照）。
- ※ 今回、加熱式たばこデバイスに加え、電源装置（リチウム蓄電池を部品として使用するものに限る。）と携帯電話用装置も対象に追加
- 対象製品の自主回収及び再資源化の取組が著しく不十分である場合、勧告・命令措置が規定されており、本件に係る命令に際しては、財政制度等審議会等の意見を聴くこととなる。

自主回収及び再資源化の流れの典型例



取組が著しく不十分な場合



勧告等の対象者の基準

加熱式たばこデバイスの生産台数又は販売台数が、**30万台以上**であること

(参考) 製造たばことは

○ 製造たばことは、たばこ事業法（第2条第3号）において以下と定義。
 「葉たばこを原料の全部又は一部とし、喫煙用、かみ用又はかぎ用に供し得る状態に製造されたもの」

製造たばこ

※令和8年4月現在

喫煙用の製造たばこ

かみ用の製造たばこ



噛みたばこ
 たばこの葉を含む混合物を、噛むことにより香味を楽しむ。最も古いたばこの楽しみ方

<銘柄例>
 Tulsi 00 10g : 500円

かぎ用の製造たばこ



乾燥した葉たばこ粉末を鼻から吸引（鼻孔用）
 湿った葉たばこをティバッグ状にし、上唇と歯茎の間につけて楽しむ（口腔用）
 カートリッジ内の葉たばこの香りを吸引して楽しむ

<銘柄例>
 ルディックスピリット 5.6g : 500円

紙巻たばこ



<銘柄例>
 氷ノス : 580円
 マルホ : 620円
 ケト : 520円

葉巻たばこ



<銘柄例>
 コーバ・オブ・ストラス : 14,520円
 ダビッド・ダブ NO.2 : 5,200円
 ナゴ 460 コネクト : 2,090円
 (いずれも一本当たり)

パイプたばこ



<銘柄例>
 ピーターズ 50g : 2,600円
 キヤル(手巻き) 25g : 770円
 AL Fakher 50g : 1,550円

加熱式たばこ



<銘柄例>
 イブ シリーズ : 580円
 テリア シリーズ : 620円
 材 シリーズ・hyper用 : 530円

刻みたばこ



<銘柄例>
 こいき 10g : 600円
 松風 30g : 830円

(注) 日本たばこ産業株式会社（J T）資料等をもとに作成

(参考) エトミデート等について

- 近頃、海外で麻酔導入薬等として使用される国内未承認の医薬品成分である、エトミデートが乱用される事例が確認されている。
- エトミデートは、厚生労働省により、令和7年5月に、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（薬機法）に規定する指定薬物に指定され、医療等の用途以外の用途に供するための製造、輸入、販売、所持、購入等が禁止された。
※ 「ゾンビたばこ」と報じられることもあるが、たばこ事業法の「製造たばこ」ではない。

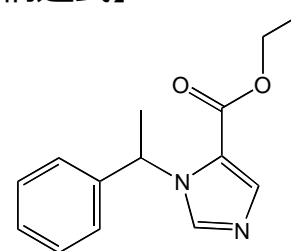
国内のこれまでの主な経緯

令和7年2月	沖縄県警において、エトミデートの押収事例と交通事故等との関連性が疑われることが判明
同年5月1日	沖縄県警・沖縄県庁・沖縄麻薬取締支所・沖縄税関が連名で「注意喚起」を広報
同月16日	厚生労働省が指定薬物に指定
同年11月	都内においてエトミデートの所持疑いで初の逮捕者が発生
同年12月	都内においてエトミデートの密輸疑い（約2キロ）で逮捕者が発生
令和8年1月	エトミデートを使用した疑いで、プロ野球選手の逮捕者が発生

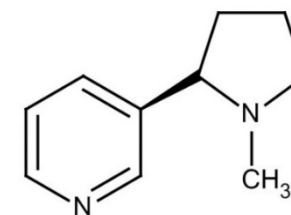
【エトミデートが含まれる製品の一例】



【構造式】



エトミデート

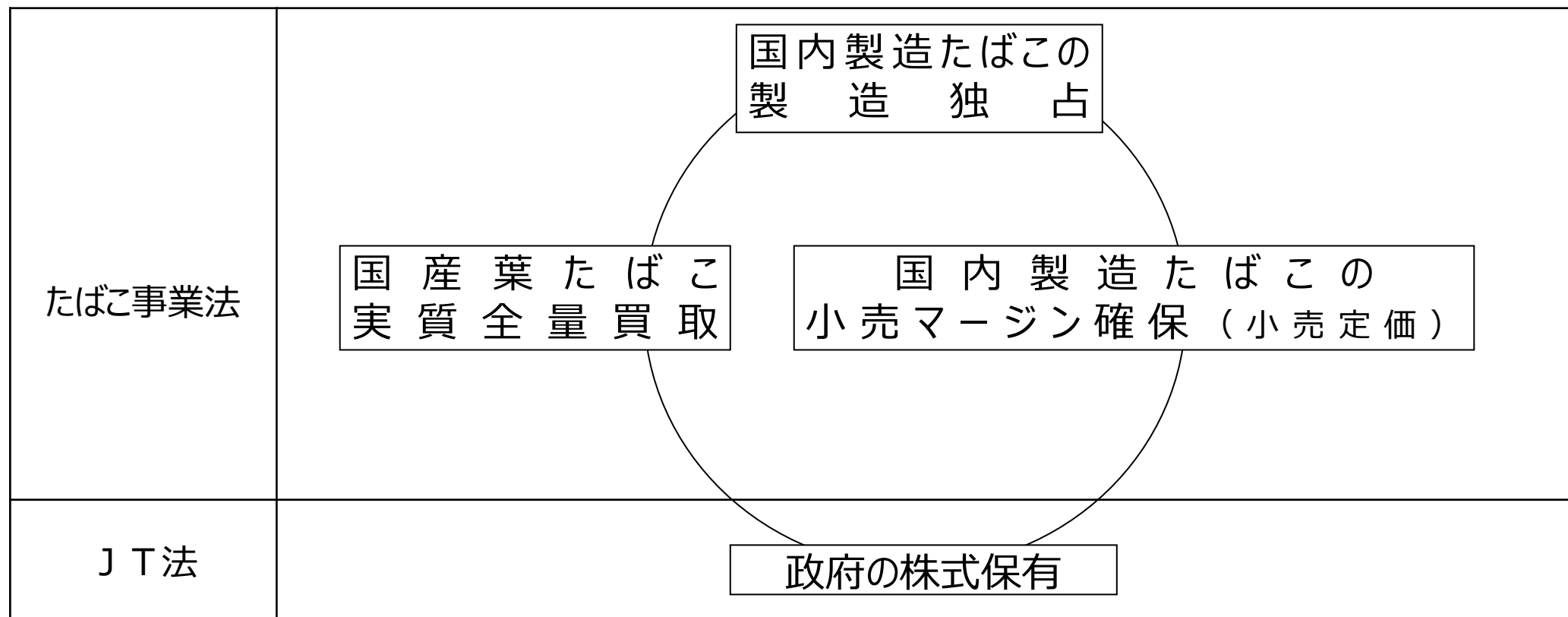


ニコチン

※ エトミデートと並び社会問題として近頃報じられる、ニコチン入り電子たばこ（通称「ニコパフ」）は、たばこ事業法の「製造たばこ」ではなく、薬機法により販売等が規制される

(参考) たばこ事業法制の全体像

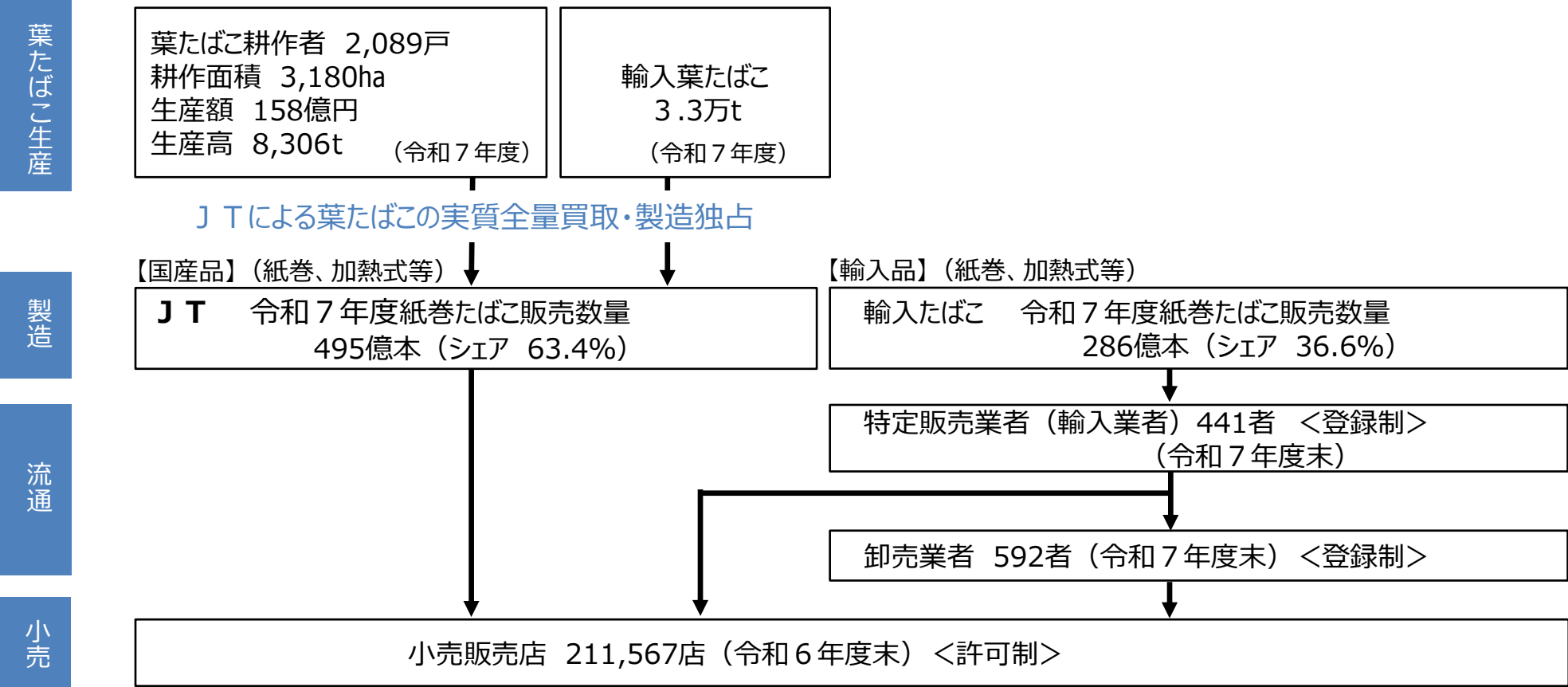
- たばこ事業法第1条において、「この法律は、…(略)…我が国たばこ産業の健全な発展を図り、もって財政収入の安定的確保及び国民経済の健全な発展に資することを目的とする。」と規定されている。
- この政策目的を達成するため、JTをJT法に基づく特殊会社とし、**政府の株式保有義務**を規定。また、たばこ事業法制の下で、JTに**国産葉たばこの実質的な全量買取**を義務付けるとともに、**国内製造たばこの製造独占権**を付与。
- さらに、製造独占の弊害を防止し、小売店の経営を安定させるため、**小売定価の認可制**を定めている。



(参考) たばこ事業の全体像

- 我が国のたばこ事業は、専売制度改革（昭和60年）に際して制定された「たばこ事業法」に基づき、各種の制度により規制。
 - ・ **国内製造** J T（日本たばこ産業株式会社）に「**国産葉たばこの実質的な全量買取契約**」を求める一方で「**国内製造独占権**」を付与
 - ・ **輸入・流通** 輸入業者（特定販売業者）、卸売業者の**登録制**
 - ・ **販売** 小売販売業の**許可制**（距離制限を含む）、小売定価の**認可制**等
- これらの規制の下、J Tが国産葉たばこ等を使用して製造した国産たばこと、輸入業者が輸入した輸入たばこを小売販売店で販売。

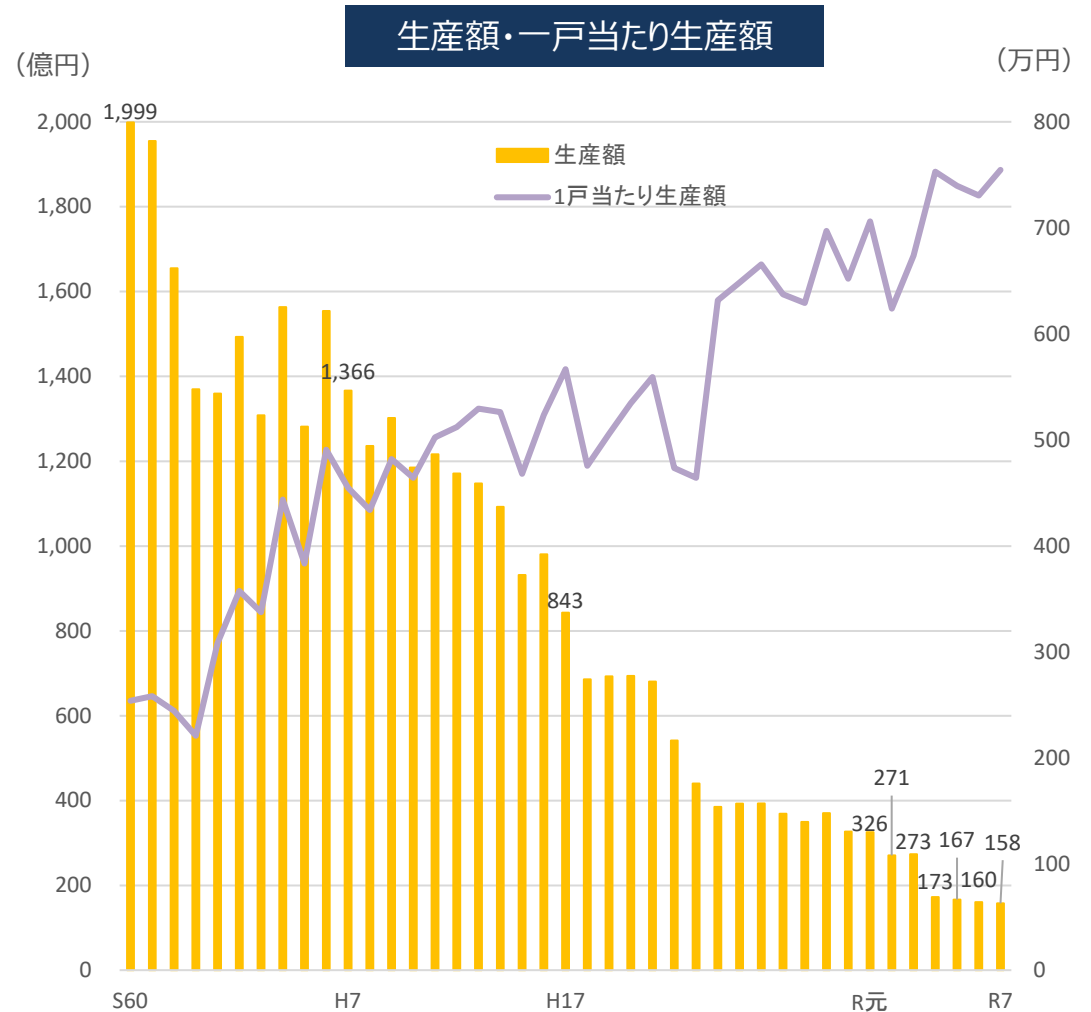
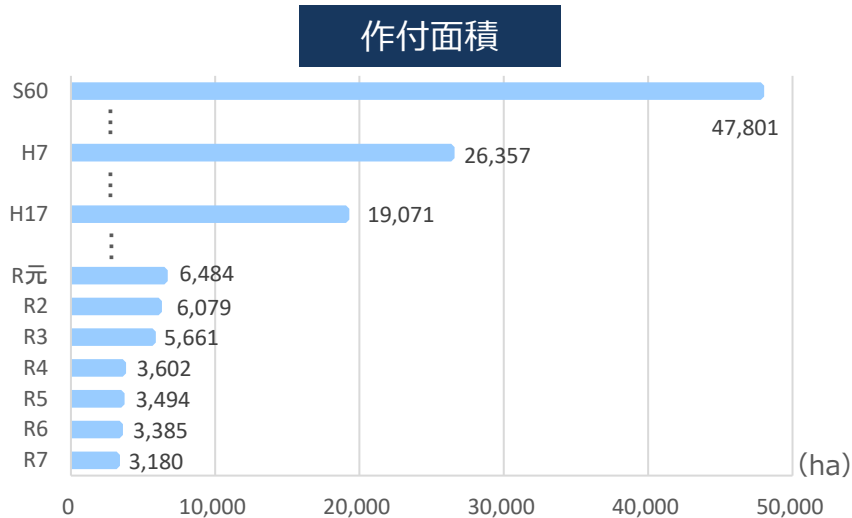
日本におけるたばこ産業の概観



(注) 財務省「貿易統計」、財務局及び税関からの報告資料、全国たばこ耕作組合中央会資料、一般社団法人日本たばこ協会資料をもとに作成 10

(参考) 葉たばこ農家の作付面積、戸数等の推移

- 葉たばこ農家の作付面積、農家戸数、生産額については、いずれも減少傾向が継続。
- 一戸当たり生産額は、生産等の効率化等により、増加傾向が継続していたものの、近年はほぼ横ばい。



(注) 全国たばこ耕作組合中央会資料をもとに作成。

(参考) 日本たばこ産業株式会社 (J T) について

- たばこ事業法に基づき、我が国における「製造たばこ」の製造は J T が独占。
- J T は、たばこ事業法及び J T 法に基づき事業を実施。政府は、J T 法に基づき、発行済株式総数の1/3超を保有。
- J T の約 3.5 兆円の売上収益のうち、たばこ事業が約 9 割を占める。

日本たばこ産業株式会社 (J T) の概要

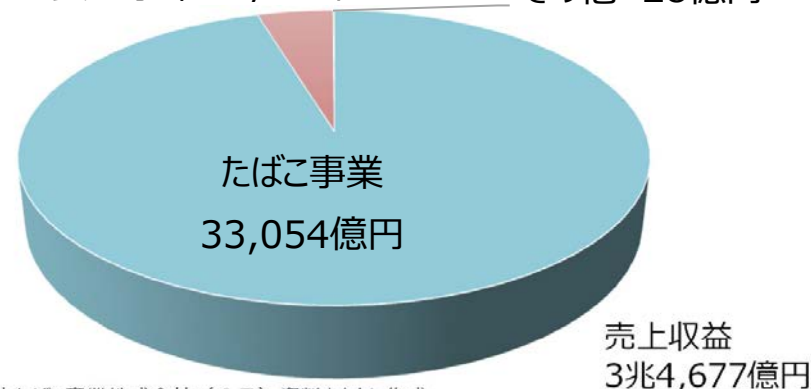
- ◇ 根拠法：日本たばこ産業株式会社法（昭和59年法律第69号）
- ◇ 設立年月日：昭和60年4月1日
（日本専売公社の設立は昭和24年6月1日）
- ◇ 資本金：1,000億円
- ◇ 発行済株式総数：20億株
- ◇ 代表取締役社長：筒井 岳彦

J T に関する主な規制

- ◇ たばこ事業法
 - ・ 国産葉たばこの実質全量買取契約
 - ・ 製造独占 等
- ◇ 日本たばこ産業株式会社法 (J T 法)
 - ・ 政府による株式保有義務 (発行済株式総数の1/3超)
 - ・ 事業の範囲を製造たばこの製造、附帯事業、目的達成事業に限定
 - ・ 財務大臣の認可事項
 - 取締役等の選任等の決議
 - 定款の変更、剰余金の処分等の決議
 - 事業計画の策定・変更 等

J T の事業構成 (令和7年度)

加工食品事業 1,595億円 その他 28億円



(注) 日本たばこ産業株式会社 (J T) 資料をもとに作成。

※令和7年度、医薬部門を塩野義製薬に売却

(参考) 自社たばこ製品売上収益 クラスタ別



■ 日本を含むアジア全域

■ 西欧地域

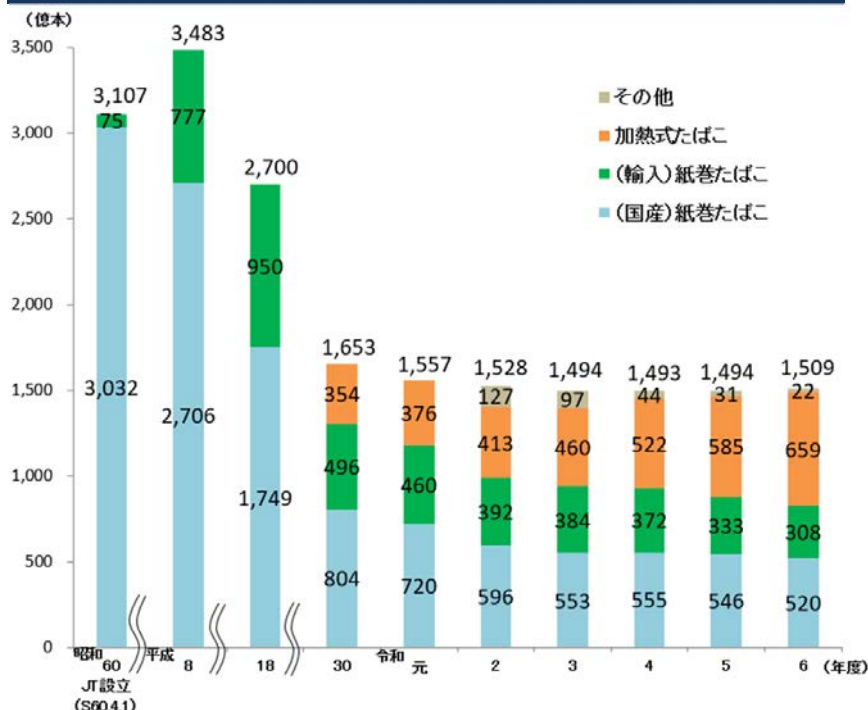
■ 東欧、中近東、アフリカ、トルコ、南北アメリカ大陸および 国内外の免税市場を含む

(注) 日本たばこ産業株式会社 (J T) 資料をもとに作成。

(参考) 製造たばこ（紙巻・加熱式等）の販売数量・たばこ小売店数の推移等について

- 紙巻たばこの販売数量は平成8年度をピークに減少傾向であるものの、近年、加熱式たばこの伸長により全体としてはほぼ横ばい。
- 近年の小売店数は、廃業店数が新規店数を上回って推移していることから、減少傾向が継続。
(令和6年度：廃業店数9,551店、新規店数2,350店)
- 営業形態は、コンビニの割合が37.9%と最も高く、酒類販売業、百貨店・スーパーに続き、たばこ専門店が10.2%。

製造たばこ（紙巻・加熱式等）の販売数量の推移

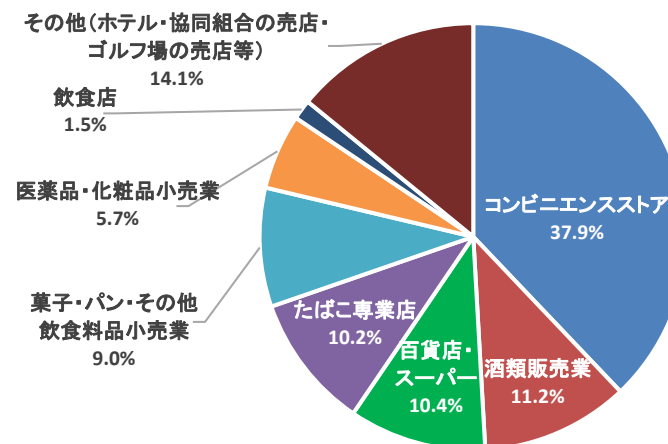


(注1) 一般社団法人日本たばこ協会資料をもとに作成。平成29年度～令和元年度の加熱式たばこの販売数量については財務省調べ。
 (注2) その他の製造たばこ（軽量な葉巻たばこ）は、一般社団法人日本たばこ協会より令和2年度から集計・公表を開始。
 (参考) 令和6年度における紙巻たばこ、加熱式たばこ及びその他の製造たばこ（軽量な葉巻たばこ）の販売に占める加熱式たばこのシェアは、約44%（推計値）。

たばこ小売店数の推移

年度	S60	H13	R2	R3	R4	R5	R6
小売店数(万店)	26.7	30.7 (ピーク)	23.3	22.9	22.5	21.9	21.2

営業形態の構成比率



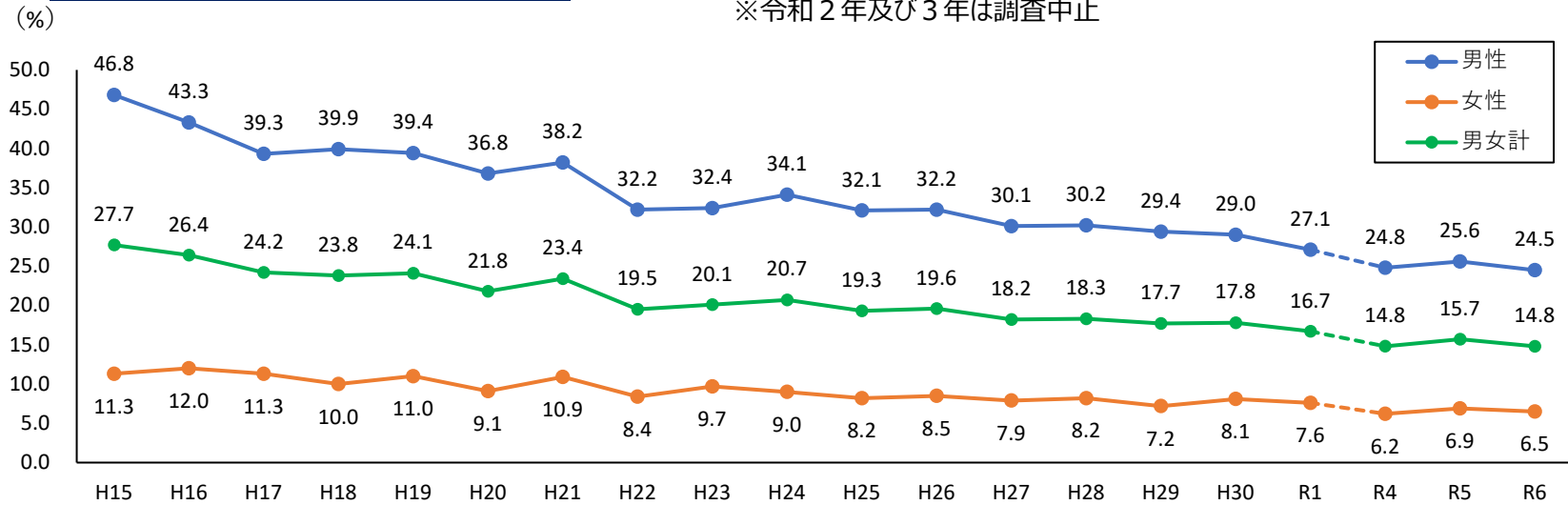
(注) 令和6年度たばこ小売販売業調査をもとに作成。

(参考) 喫煙者率について

○ 我が国における喫煙者率は減少後横ばいの状態にあり、その水準は他の先進国並み。

国内喫煙者率の推移

(出典：国民健康・栄養調査 ※男女計が公表されているH15年から掲載)
※令和2年及び3年は調査中止



諸外国の喫煙者率

(出典：Euromonitor)

紙巻+加熱式 (%)	2024		
	男女計		
	男性	女性	
ロシア	31.1	42.1	22.0
イタリア	24.1	28.9	19.7
フランス	22.9	25.2	20.8
ドイツ	22.6	25.4	20.0
日本	18.6	28.4	9.4
カナダ	14.2	16.5	12.0
UK	12.2	14.1	10.4
米国	11.0	12.3	9.7

紙巻 (%)	2024		
	男女計		
	男性	女性	
ロシア	25.6	35.5	17.4
フランス	22.8	25.0	20.7
ドイツ	20.9	23.6	18.3
イタリア	19.5	23.6	15.7
カナダ	13.9	16.1	11.7
UK	11.8	13.7	10.1
米国	11.0	12.3	9.7
日本	10.7	17.1	4.7

加熱式 (%)	2024		
	男女計		
	男性	女性	
日本	7.9	11.3	4.7
ロシア	5.5	6.6	4.6
イタリア	4.6	5.3	4.0
ドイツ	1.7	1.8	1.7
UK	0.4	0.4	0.3
カナダ	0.3	0.4	0.3
フランス	0.1	0.2	0.1
米国	-	-	-

(参考) 注意表示規制及び広告規制について

- たばこ事業法においては、製造たばこの消費と健康等の観点から、①**注意表示規制**、②**広告規制**を実施。
 - ① J Tや輸入業者に対し、喫煙と健康の関係に関する注意文言のパッケージへの表示を義務付ける。
 - ② 広告を行う者に、20歳未満の者の喫煙防止や健康との関係に配慮するとともに、過度な広告とならないよう求める。併せて、財務省告示で広告を行う際の指針を示す。

注意表示規制

- ・ 喫煙が本人と周囲の者の健康にリスクがあることを踏まえ、個人が自己責任において喫煙を選択するか否か判断できるよう喫煙と健康に関する適切な情報を提供。

(表面)

(裏面)

TOBACCO	TOBACCO LIGHTS	TOBACCO
望まない受動喫煙が生じないよう、屋外や家庭でも周囲の状況に配慮することが、健康増進法上、義務付けられています。	望まない受動喫煙が生じないよう、屋外や家庭でも周囲の状況に配慮することが、健康増進法上、義務付けられています。 <small>「LIGHTS」の表現は、健康への影響が他製品より小さいことを意味するものではありません。</small>	20歳未満の者の喫煙は、法律で禁じられています。 喫煙は、様々な疾病になる危険性を高め、あなたの健康寿命を短くするおそれがあります。ニコチンには依存性があります。

- ◆ 表示面積は主要面の50%。
- ◆ 「他者への影響」に関する注意文言を表面に、「20歳未満の者の喫煙防止」等に関する注意を裏面に表示。

広告規制

広告指針 (告示)

- ・ 広告の内容や媒体等広告方法別に制限が必要な事項について定める（喫煙を促進しない企業活動、マナー広告等は対象外）。
 - ◆ テレビ、ラジオ等における広告は、20歳以上の者のみを対象とすることが技術的に可能な場合を除き、行わない。
 - ◆ 新聞、雑誌等における広告は、主に20歳以上の読者を対象としたものに限定。
 - ◆ 広告中に、パッケージに表示する注意文言と同様の「20歳未満の者の喫煙防止」「他者への影響」「喫煙者本人への影響」に関する注意文言を表示。

業界自主規準

- ・ たばこ事業者で組織する（一社）日本たばこ協会において、広告指針を上回る自主的な制限に係る規準を定める。
 - ◆ テレビ、ラジオ等での製品広告は行わない。
 - ◆ 新聞、雑誌等については、統計調査で閲読者の90%以上が20歳以上の者であるとの結果が得られているものに限定。
 - ◆ テレビで行うマナー広告について、特定のたばこ製品等のブランドを想起させる内容を含まない、たばこをふかした描写等を用いない等規制。

(参考) 健康増進法について (令和2年4月改正法全面施行)

- 望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止。喫煙をすることができる場所については、施設等の管理権限者による標識の掲示が必要。



※ 法律の施行後5年を経過した場合において、改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じることとしている。

(参考) 物資の流通の効率化に関する法律に基づく荷主の取組について

- 物流に関しては「物流2024年問題」に直面する中、①改正物流効率化法が昨年4月に施行され、全ての荷主に対し物流効率化に向けた措置を講ずる努力義務が課せられた。②更に、本年4月以降、一定重量以上の貨物を取り扱う荷主（特定荷主）に中長期計画の作成や定期報告等の義務が課せられた。
- 特定荷主の物流効率化の措置が著しく不十分な場合、勧告・命令措置が規定されており、命令に際しては、荷主の事業を所管する審議会（たばこ、塩の場合には財政制度等審議会）の意見も聴くこととなる。

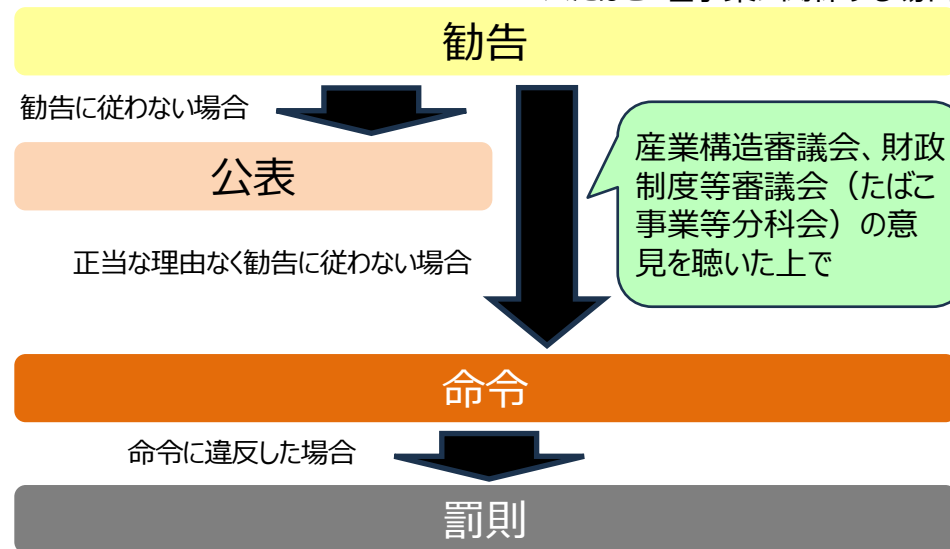
改正物流効率化法に基づく荷主の取組

荷主	以下の物流効率化に向けた措置を講ずる努力義務 <ul style="list-style-type: none"> ・ 運転者の荷待ち時間等の短縮 ・ 一回の運送ごとの貨物の重量の増加
一定重量以上の貨物を取り扱う荷主（特定荷主）※	上記義務に加え、以下の対応が必要 <ul style="list-style-type: none"> ・ 物流効率化に向けた措置の実施に関する中長期的な計画の作成・提出、定期的な報告の義務 ・ 物流統括管理者の選任の義務

【施行日】 荷主関連；令和7年4月／特定荷主関連；令和8年4月施行
 ※ 自己所有物を自ら流通させる場合やトラック以外の流通（鉄道、海運）は「重量」の積み上げの対象外

特定荷主の物流効率化に向けた措置が著しく不十分な場合

※たばこ・塩事業に関係する場合



【参考】物資の流通の合理化に関する法律（平成17年法律第85号）（抄） ※改正法全面施行後の条文

（勧告及び命令）

第四十九条 荷主事業所管大臣は、特定荷主の第四十二条第一項又は第四項に規定する措置の実施に関する状況が、第四十三条第一項に規定する判断の基準となるべき事項に照らして著しく不十分であると認めるときは、当該特定荷主に対し、その判断の根拠を示して、当該措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

3 荷主事業所管大臣は、第一項の勧告を受けた特定荷主が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、政令で定める審議会等（中略）の意見を聴いて、当該特定荷主に対し、当該措置をとるべきことを命ずることができる。